

住民監査請求書

平成28年12月13日

名古屋市監査委員 御中

請求者

住所 名古屋市名東区新宿二丁目115番地の2

職業 弁護士

氏名 黒崎 建人



請求者代理人

住所 名古屋市中区錦3丁目7番9号

太陽生命名古屋第2ビル9階

弁護士法人錦総合法律事務所

氏名 弁護士 山森 広明



第1 請求の趣旨

名古屋市が、自由民主党名古屋市議員団に対し、平成26年度に支給した政務活動費のうち金233万6200円は違法又は不当な公金の支出であるから、市長は、措置請求額の返還を求めるなど損害を補填する為に必要な措置及び今後の損害を未然に防ぐための条例改正等の措置をとることを求める。

第2 請求の理由

オンブズマン愛知（請求者は、オンブズマン愛知の会員である。）は、平成27年12月22日に行政文書一部公開決定通知書に基づいて公開された行政文書を精査した結果、自由民主党名古屋市議員団の支出した政務活動費の使途の一部に疑義があったため、同議員団に対し、平成28年3月30日、同年6月23日に公開質問状を提出し、回答するよう求めた。しかるに、自由民主党名古屋市議員団は、以下に述べるとおり、説明責任を十分に果たさなかった為、その使途が不明となった。

よって、自由民主党名古屋市議員団が平成26年度に支出した政務活動費のうち、次のものはその使途が不明であり、違法又不当な支出である。

1 前提

(1) 政務活動費の支給に関わる条例の規定

- ア 名古屋市会政務活動費の交付に関する条例（以下、「本件条例」という）第3条1項は、政務活動費は名古屋市会における会派に対し「月額500,000円に当該会派の所属議員の数を乗じた額を会派に対し交付する」と規定している。
- イ そして、本件条例第4条は、政務活動費を充当できる経費の範囲について「市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費」と規定している。そして、充当する経費の一部に政務活動以外の支出を含む場合は、按分して支出することとされており、その場合、領収書に按分の比率に基づく支出額を付記するものとされている（「政務活動費の使途基準に関する基本指針」以下「本件指針」という）。

ウ また、本件条例第5条1項は会派の代表者に対し、「政務活動費に係る収入及び支出の報告書」を提出することを求め、この報告書に「当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しを添付しなければならない」と規定している。

エ さらに、本件条例第6条は「市長は政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動費として必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる」と規定している。

2 資料作成費 139万3200円（整理番号：6150225001）

自由民主党名古屋市議員団は、株式会社空建築事務所に対し「格差社会における経済政策」について調査を依頼したことを理由に、資料作成費として金139万3200円を支出している。

上記資料作成費は、高額であるにも関わらず、名古屋市議会に提出されているのは領収書のみで、添付資料がなく成果物が不明であった。

そこで、オンブズマン愛知は、公開質問状にて、成果物を明らかにするよう本会に閲覧・開示するよう求めたが、議員団は、資料概要の説明のみで足りるとして、成果物の公開を拒否した。

政務活動費による活動は極めて公費性が強いものであり、使途の透明性を確保し、適正が担保されることが強く要請される。そして、使途の適正を判断するためには、単に支出項目、金額、支払先が明らかであれば足りるものではなく、具体的な使途の内容が明らかとなることが必要不可欠である。

本件資料作成費については、「格差社会における経済政策」の調査を委託事項としながら、調査の依頼先は建築事務所であり（議員団の説明によれば、医療・介護・福祉に関するコンサルタント業務も取り扱っているとのこと）、調査内容と依頼先の業務との関連性が不明であり、如何なる経緯で同社に調査を委託したのか不透明であったため、使途の適正を判断するのに成果物の内容を精査する必要があった。

しかるに、自由民主党名古屋市議員団は、「現在の日本の格差の状況を踏まえ、一般的な経済政策はどのような内容が望ましいかを考えた上で、名古屋市における市民税減税政策が、格差社会が拡大する状況下では、どのような性質の政策であるかを分析したもの（A4判・110頁）であり、会派の政策形成に活用したものです。」と概要の説明にとどまり、成果物の具体的内容、委託の経緯を明らかにしなかった。

自由民主党名古屋市議員団の回答は、使途の適性を判断する上で、甚だ不十分であり、その説明責任を果たしたとは認められない。同議員団が説明責任を果たさず、使途の透明性が確保されていない以上、その使途は、不法又は不当な支出と言わざるを得ない。

よって、自由民主党名古屋市議員団が139万3200円を資料作成費として支出したのは、違法である。

3 広聴広報費（切手代） 94万3000円

（整理番号：3140401003～3140401016、3140402003～3140402009）

自由民主党名古屋市議員団は、広聴広報費（切手代）として、合計94万3000円を支出している（別紙参照）。

しかし、次の点において、当該支出は、不自然であり、違法な支出である。

まず、この切手代の内訳は、平成26年4月1日分として65万6000円、同月2日分として28万7000円であるが、千種区内には、大局である千種郵便局があり、同局で購入できるものであるにもかかわらず（82円切手を1万1500枚）、敢えて、主として千種区内の各郵便局22カ所で分散購入している不自然さがある。

この点、オンブズマン愛知からの公開質問状に対して、自由民主党名古屋市議員団は、主に千種区内の方を対象に広報紙1万1500部を発送する際に使用し、分散して購入した理由については、特定の郵便局に偏ることなく、複数の郵便局に分けて購入したいとの考えからであったと回答した。

なぜ、特定の郵便局に偏ってはならないのか、その動機の説明において不自然さがのこる。

この動機はともあれ、同回答によって、広報紙を1万1500部発送したという説明があったので、オンブズマン愛知としては、再公開質問状において、当該広報紙の開示を求めたが、自由民主党名古屋市会議団は、その開示を拒否した。

単なる広報紙であり、既に1万1500部発送したというのであれば、開示することに何ら不都合でないはずであるにもかかわらず、開示を拒否するのは不自然で、発送したとの事実を説明する証拠は全くない。

また、広報紙の開示なくして、1通82円の切手料を政務活動費として請求可能なか否かの判断もできない。同広報紙に、そもそも政務活動と無関係な記載があれば、その紙面の面積に比例、按分して、政務活動費として切手代の支払を受けることになるが（本件指針）、開示拒否では、その判断もできない。

さらに、切手代を全額、政務活動費として支払を受けながら、送付した広報紙の印刷代を政務活動費から支払を受けていないという点も不自然である。

以上の事実からすると、切手は購入したものの、広報紙を発送した事実はないというほかない。

よって、自由民主党名古屋市会議団が、94万3000円を、広聴広報費（切手代）として支出したのは、違法である。

4 法的責任

以上のとおり、名古屋市が、自由民主党名古屋市議員団に対し、平成26年度に支給した政務活動費のうち金233万6200円は違法又は不当な公金の支出であるから、名古屋市は、不法行為に基づく損害賠償ないし不当利得として、本件条例第6条に基づき市に返還を求める義務があるにもかかわらず、これを怠る事実がある。

5 結語

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

併せて同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

以上

証 拠 書 類

- 1 平成27年12月10日付行政文書公開請求書（写し）
- 2 平成27年12月22日付行政文書公開決定通知書（写し）
- 3 平成28年2月3日付異議申立書（写し）
- 4 平成28年5月10日付弁明意見書（写し）
- 5 平成28年2月23日付審査会諮問通知書（写し）
- 6 平成28年3月30日付公開質問状（写し）
- 7 平成28年6月23日付意見陳述等申出書（写し）
- 8 平成28年4月28日付回答書（写し）
- 9 平成28年6月23日付公開質問状（再質問）（写し）
- 10 平成26年度分自由民主党名古屋市議員団領収書等貼付用紙（写し）
- 11 政務調査費の使途基準に関する基本指針（写し）
- 12 平成28年1月27日付履歴事項全部証明書（写し）

項目	整理番号	日付	時刻	郵便局名	切手(円)	枚数	総額(円)	備考
1	3140401003	H26.4.1	9:39	春岡	82	1,000	82,000	「市政報告送付」
2	3140401004		11:00	大久手	82	1,000	82,000	
3	3140401005		11:10	吹上	82	500	41,000	
4	3140401006		11:17	今池	82	500	41,000	
5	3140401007		11:26	都通	82	500	41,000	
6	3140401008		11:45	池下	82	500	41,000	
7	3140401009		11:56	末盛	82	500	41,000	
8	3140401010		12:01	振甫	82	500	41,000	
9	3140401011		12:09	天満通	82	500	41,000	
10	3140401012		12:23	自由ヶ丘	82	500	41,000	
11	3140401013		12:32	希望ヶ丘	82	500	41,000	
12	3140401014		12:40	猫洞	82	500	41,000	
13	3140401015		12:45	本山	82	500	41,000	
14	3140401016		12:51	東山	82	500	41,000	
15	3140402003	H26.4.2	11:49	萱場	82	500	41,000	
16	3140402004		11:13	星ヶ丘	82	500	41,000	
17	3140402005		11:34	汁谷	82	500	41,000	
18	3140402006		11:29	宮根台	82	500	41,000	
19	3140402007		11:42	茶屋ヶ坂	82	500	41,000	
20	3140402008		12:16	覚王山	82	500	41,000	
21	3140402009		12:06	田代	82	500	41,000	

計 943,000